

○市税の減免に関する要綱

平成18年10月11日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市税条例(昭和47年石垣市条例第55号。以下「条例」という。)の規定に基づく市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免について定めるものとする。

(市民税の減免)

第2条 条例第51条第1項各号に規定する市民税の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けることとなった者が、生活保護開始後における納期の末日の到来する納期において納付すべき税額を免除する。
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者は、次の区分による。

ア 失業、疾病等により、税額の納付が困難と認められたものについては、次の区分により減免する。

所得減の程度 前年の所得額	軽減又は免除の割合			
	10分の10	10分の7以上10分の10未満	10分の5以上10分の7未満	10分の3以上10分の5未満
200万円以下	全額	10分の7	10分の5	10分の3
200万円を超え300万円以下	全額	10分の7	10分の5	10分の2
300万円を超え400万円以下	全額	10分の7	10分の5	0

イ 納税義務者が死亡した場合において、その納税義務を承継すべき相続人で、当該年中の合計所得金額の見込額が当該納税義務者の前年中の合計所得金額の10分の6以下となると認められ、かつ、前年中の合計所得金額が400万円以下であるものは、次の区分により減免する。

相続人の合計所得金額の程度 被相続人の前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の4を超え10分の6以下	10分の4以下
200万円以下	2分の1	全額
200万円を超え400万円以下	4分の1	2分の1
400万円超	8分の1	4分の1

(3) 賦課期日において、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号に規定する勤労学生である者は、均等割のみ課税の場合に免除する。

(4) 次に掲げる法人等で収益事業を行わないものに対して、均等割りを免除する。

ア 公益社団法人及び公益財団法人

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁団体

ウ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(5) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する政党又は政治団体で収益事業を行わないものは、免除する。

(6) 疾病、傷いによる自己、控除対象配偶者又は扶養親族に係る医療費の支出額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が前年中の合計所得金額の10分の3以上であると認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が400万円以下である者に対しては、次の表の定めによる。

医療費の支出額の割合 前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3を超え10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	2分の1	全額
200万円超え300万円以下	4分の1	2分の1
300万円超え400万円以下	8分の1	4分の1

(7) 納税義務者が、震災、風水害、落雷等の自然災害、火災等(以下「災害」という。)により被害を受けたときは、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち、災害を受けた日以降の納期に係る税額(特別徴収される市民税については、災害の月以降において徴収すべき税額とする。)を減免するものとする。この場合、次に掲げるところによる。

ア 個人の市民税の納税義務者が災害により次の表の区分欄のいずれかに該当することとなったときは、当該区分欄に対応する右欄に定める割合とする。

区分	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全額
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全額
地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第10号に規定する障害者となった場合	10分の9

イ 個人の市民税の納税義務者が災害により自己(配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財等について生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財等の価格の10分の3以上であり、かつ、前年中

における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下の者に対しては、次の表に定めるところによる。

損害の程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下	2分の1	全額
500万円超え750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超え1,000万円以下	8分の1	4分の1

ウ 同一人がア及びイの表各欄の2以上に該当する場合においては、当該各欄のうち、減免率の最も大きいものにのみ該当するものとし、当該規定を適用することができる。

エ 個人の市民税の納税義務者が災害により農作物等に被害を受け、農作物等の減収による損害額(農業災害補償法(昭和22年法律第185号))によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であり、かつ、前年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下の者(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とに按分して得た額をいう。)について次の表に定めるところによる。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	全額
300万円超え400万円以下	10分の8
400万円超え550万円以下	10分の6
550万円超え750万円以下	10分の4
750万円超え1,000万円以下	10分の2

2 前項各号に掲げるものについては、それぞれの事由発生後に到来する納期において納付すべき税額を当該各号に掲げる割合により軽減し、又は免除する。ただし、同項第7号に規定する損害額の算定については、保険金又は損害賠償金等で補てんされる金額を差し引いて行うものとする。

(平22告示46・平26告示102・平27告示258・令5告示182—1・一部改正)

(固定資産税の減免)

第3条 条例第71条第1項各号に規定する固定資産税の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 生活保護法の規定による扶助を受けている者の所有している固定資産及び生活保護法の規定による生活扶助に準ずる扶助(社会福祉事業団体等によるものをいう。)を受けている者に準ずる者が所有する居住の用に供する固定資産については、その扶助を受けている期間中に到来する納期においては納付すべき税額は、免除する。
- (2) 自治会又はこれに類する団体が公共の用に供する固定資産、拝所等で地域住民に開放されている固定資産、法令により文化財として指定又は登録を受けた固定資産、公益上重要な固定資産のうち特に必要と認められるものについては、その到来する納期において納付すべき税額は、免除する。
- (3) 納税義務者が、災害によりその所有に係る固定資産について被害を受けた場合において、当該被害を受けた固定資産に対して課した当該年度分の固定資産税のうち被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄に掲げる固定資産の種類及び同表の中欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。ただし、他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する者については、その所有する全償却資産に係る被害の状況により市長が認める限度において軽減し、又は免除することができる。

種類	損害の程度	軽減又は免除の割合
土地	被害面積(流失、埋没、崩壊等による被害面積をいう。以下同じ。)が当該土地の面積の10分の8以上	全額
	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満	10分の8
	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満	10分の6
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満	10分の4
家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	全額
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格10分の6以上の価値を減じたもの	10分の8

	の	
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの	10分の6
	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4
償却資産	家屋に準ずる	家屋に準ずる

(4) 前各号に定めるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認められるもので次に掲げる固定資産については、その到来する納期において納付すべき税額は、免除する。

ア 公共工事のため買収された固定資産で、賦課期日までに取り壊し又は所有権移転登記ができなかったもの

イ 高齢者福祉等の推進に資すると市長が認める固定資産で、無償かつ継続的な利用がなされ管理、使用状況が適正なもの

ウ 条例第55条から第58条の2までに規定する固定資産で、賦課期日以降に事業等の用に供し始めたもの

(平22告示46・平25告示75・平27告示253—1・平29告示26・一部改正)

(種別割の減免)

第4条 条例第89条第1項及び第90条第1項に規定する種別割の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 公益のため専用される軽自動車等で、別表第1に該当するものは、全額免除する。
- (2) 身体障害者手帳等の交付を受けている者で、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5に該当する者(以下「身体障害者等」という。)が所有する軽自動車等で、その者と生計を一にする者が身体障害者及び精神障害者のために運転するもの(1人の身体障害者等につき1台(自動車税の課税客体である自動車を含む。))は、全額免除する。
- (3) 身体障害者等の所有する軽自動車等で、その者が運転するものは、全額免除する。
- (4) その構造が、専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等は、全額免除する。

(令5告示182—1・一部改正)

(減免の申請及び通知)

第5条 前3条の規定による市税の減免を受けようとする者は、条例第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項及び第90条第2項の規定により、当該減免を受けようとする市税の納期限

までに減免申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に対する決定をし、書面によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 前3条の規定によって市税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(平22告示46・平27告示258・一部改正)

(減免の取消)

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により市税の減免を受けた者があることを発見した場合は、直ちにそのものに係る減免を取り消すものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、特別の事由により各税目の減免がこの要綱により難しいものの取り扱いについては、この要綱による取り扱いと均衡を失しない範囲において、市長が決定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年9月15日から適用する。

附 則(平成22年告示第46号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第75号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第102号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年9月15日から適用する。

附 則(平成27年告示第253—1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年告示第258号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年告示第26号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年度課税から適用する。

附 則(令和2年告示第83—5号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第182—1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(令2告示83—5・令5告示182—1・一部改正)

公益のため専用される軽自動車等

納税義務者	減免の対象となる軽自動車等
地方税法第443条第3項本文の規定により納税義務者となる者	所有者から委託された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業に専ら使用するもの
社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う者	施設の入所者の通院及び外出に専ら使用するもの並びに市からの委託事業に専ら使用するもの
日本赤十字社 社会福祉法人石垣市社会福祉協議会	事業の用に専ら使用するもの
交通安全協会、防犯協会又はこれらと同様の事業を主として行う団体等	交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の補導の用に専ら使用するもの

別表第2(第4条関係)

(平22告示46・令2告示83—5・一部改正)

身体障害者手帳の交付を受けている者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸の機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級

肝臓機能障害	1級から3級までの各級
--------	-------------

別表第3(第4条関係)

(平22告示46・令2告示83—5・一部改正)

戦傷病者手帳の交付を受けている者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症(生計同一者、常時介護者運転の場合は特別項症から第3項症まで)
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症(生計同一者、常時介護者運転の場合は特別項症から第4項症まで)
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

別表第4(第4条関係)

療育手帳の交付を受けている者

障害の区分	障害の程度(総合判定)
知的障害	A1又はA2

別表第5(第4条関係)

(平27告示258・一部改正)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

障害の区分	障害の級別
精神障害	1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による通院医療費の公費負担を受けている者に限る。)